



Title	アフリカにおける national language(s)への一考察 ：タンザニアの lugha ya taifaを主な事例として
Author(s)	沓掛, 沙弥香
Citation	スワヒリ&アフリカ研究. 2022, 33, p. 19-40
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87073
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【論文】

アフリカにおける national language(s) への一考察

—タンザニアの lugha ya taifa を主な事例として—

沓掛 沙弥香

0. はじめに

アフリカの言語政策や言語状況について日本語で論じる際、社会的形態を表す諸用語にどの訳語を当てるかという問題に直面する。アフリカの言語状況に関する研究蓄積は、日本でも少しずつ進んでいるが、各用語の内容検討・整理という課題は残っており、アフリカの言語および言語問題に迫った日本で最初の本格的な研究書である『アフリカのことばと社会—多言語状況を生きるということ』（三元社、2009年）に対しても、「全体を通じて、公用語やリンガ・フランカといった用語のほかに、国語、国家語、国民語、国民の言葉、統一国民語、統一国語、作業語、共通語、民族諸語、民族語、現地語、部族語、Lingua Nacional、langues nationales、national language といった用語が頻発して」いることが指摘された（宮本 2010:67）。

なかでも訳語の選定に特に困難が生じるのは、アフリカで法的に規定された national language(s)/langue(s) national(s) に対してである。上述の宮本（2010）の指摘のなかでは、「国語、国家語、国民語、国民の言葉」などがこれにあたるだろう。national language(s)/langue(s) national(s) は、定訳としては「国語」¹⁾だが、ヨーロッパや日本の前提とする言語状況とアフリカにある現実との間の齟齬を顕在化させるために、あえて異なる訳があてられる場合があるのである。このような選択は、一定の妥当性を持つといえよう。しかし一方で、使用される用語の整理がなされないままに各論者によって任意の訳語が用られる状況は、アフリカの

¹⁾ 日本語の〈国語〉に当たるのは、厳密には *the national language(s)/la(les) langue(s) nationale(s)* と冠詞付きで表現されるものだろう。アフリカ諸国においても、マダガスカルのマダガスカル語 (*la langue nationale*)、ケニアのスワヒリ語及びボツワナのツワナ語 (*the national language*) のように、公式文書で冠詞付きで表現される例がある。しかし、冠詞がついていようといまいと、その実態は、ヨーロッパや日本の文脈で想定されるものとは異なっており、同様に注意が必要である。そのため、冠詞の有無なども含めたより細かな分析は次稿にまわし、本稿では、それらを含めた「アフリカにおける national language(s)/langue(s) national(s)」という社会的形態について考察を行う。

言語状況を理解しない読者に対して、そこで行われる議論の理解を妨げる要因として働く可能性も大きい。そのため、少なくとも一定程度の用語の内容検討・整理が行われることが求められる。

そこで、本稿では、アフリカにおける *national language(s)/langue(s) national(s)* の内容を確認し、その日本語訳としてもっとも頻繁に用いられてきた「国語」と「国家語」に特に着目してその使用状況の整理と内容検討を行う²⁾。ただし、言語の社会的形態を表わす語の用法は、原語の時点で、アフリカ諸国間にばらつきが顕著であり、法的な規定ない国や、法的規定と運用が一致しない国も少なくない。各国の状況を正確に理解するためには、その社会的・歴史的背景及び、そこで話される諸言語への理解が求められ、アフリカ全体を網羅的に扱うことは、(それ自体がそもそも可能なことなのかどうかさえ不明だが、) 極めて困難である。そのため、本稿で最終的に現地の状況からその実態を考察するのは、筆者が主な調査地とするタンザニアの事例のみとなる。

はじめに第 1 節において、日本語における「国語」と「国家語」の概念の整理を行う。続く第 2 節では、まず、アフリカ諸国における *national language(s)/langue(s) national(s)* について、いくつかの国の例をあげながら簡単に概観する。その後、アフリカの言語状況に関する日本の代表的研究者といえる宮本正興、梶茂樹、砂野幸稔の各著書・論文を参照し、*national language(s)/langue(s) national(s)* の訳語の使用状況を確認・整理する。最後に第 3 節において、具体的事例として、筆者が主な調査地とするタンザニアの事例から、タンザニアにおける *lugha ya taifa* (英語では *national language*) の概念内容の検討を行う。

1. 日本における「国語」と「国家語」

1.1. 日本における「国語」

『広辞苑第 7 版』(岩波書店、2018 年)を見ると、「国語」について、下記のよ

²⁾ アフリカ諸国には、ポルトガル語を公用語としている国、現地の言語での原文がある国、公用語 (*official language*) ではなく作業語 (*working language*) を定めている国などもある。しかし、紙幅の関係から、本稿では、いわゆる「フランス語圏アフリカ」と「英語圏アフリカ」のなかで *national language(s)/langue(s) national(s)* を定めている国々を主な対象とし、一部それらの国々の *official language(s)/langue(s) officielle(s)* にも言及しつつ、3 節で検討するタンザニアの事例を除いて、基本的に英語とフランス語の原語を参照する。

うに説明されている。

こく-ご【国語】①その国において公的なものとされている言語。その国の公用語。自国の言語。②日本語の別称。③漢語・外来語に対して、本来の日本語。和語。やまとことば。④国語科の略。

「国語」には、①の意味だけを持たせ、当該国で広く話され公的に使用される特定の言語を指す普通名詞として用いる用法がある。『言語学大辞典第6巻【術語編】』（三省堂、1996）では、「国語」は *national language*（英）、*langue nationale*（仏）、*Nationalsprache*（独）に対応する語であり、「1つの国家の中枢を形成している民族の、公の性格をになった言語。国民共通語ともいうべき性質をもつ」と、より一般化した説明が行われている。

田中は、日本語における「国語」の独自性に断りをいれつつも、近代国民国家の出現とともに国家がその言語に要求した *langue nationale* という名は、日本語の「国語」にうつすことが可能であるとする（田中 1998:81）。国民国家は、「国境の概念に対応して、他の共同体とは異なる有機的な統一体としての文化、あるいは独自の組織と体系を備えた言語、そうした文化や言語の担い手としての民族という通念を育成してきた」（西川 1998:63）が、「国語」とは、境界内の人々に「国民」としての自覚をうながし、「国民」レベルでの一体性を創造させる手段の1つであった。国民国家の形成過程において単一言語による「国民化」があったことが、普通名詞としての「国語」の前提となっており、それが「その国において公的なものとされている言語。その国の公用語」という説明に表れているとみてよい。

他方で、安田（2007）は、『広辞苑第3版』に掲載された同じ説明に対し、①～④の定義がそれぞれ独自に存在しているのではなく、これらが相互に関連して存在し、一貫した理論のもとで解釈できるものだととらえなければ、「日本における『国語』の意味はわからないと指摘する（安田 2007:208）。「国語」は単に「自国の」「公的な」言語というだけではなく、「実務的に国家の諸制度をになう側面と同時に、国民統合の象徴という役割もになってはじめて『国語』たりうる」（安田 2007:213）ものであり、「歴史」「伝統」「文化」「民族性」などといった精神的

な要素が盛り込まれなければならない、それが「本来の日本語」に含意されている（安田 2007:123-124）。従って、均質な1つの「日本語」を「母語」として共有する「日本国民」を前提とする、①～④の総和の意味での「国語」は、固有名詞である。

イ（2007）は、日本の「国語」ということばは、上述のように、ある国の「公の性格をになった」言語を指す普通名詞になったり、自然主義的「国体」概念を内包したナショナリズムを体現する固有名詞になったりするという、都合のよい用法が可能な伸縮性を持つと指摘する（イ 2007:29）。この伸縮性は、日本において「国語」の政治性が等閑視される状況や、人々が無自覚に言語ナショナリズムを普遍視してしまう状況に大いに関係する。そのため、日本において「国語」という語を使用する際は、そのような文脈に留意した一層の慎重さが求められる。

1.2. 日本における「国家語」

「国語」が一般的な用語であるのに対し、「国家語」は、個別の用語として広く認められているとはいいがたい。『広辞苑第7版』に「国家語」は掲載されておらず、『言語学大辞典第6巻【術語編】』（1996）では、「国家語」は「国語」の別名のように記載されている³⁾。

「国家語」という用語を日本で最初に使用したのは、保科孝一である⁴⁾（田中 1998:79）。保科は、プロイセンやオーストリア＝ハンガリー帝国などヨーロッパ近代国家の言語政策を模範とし、それを日本でも実行するためにこの用語を導入した（イ 1996）。イは、保科のいう「国家語」には、「国語」に付与された精神主義・国粹主義の意味は皆無であり、あくまで法的規定によって定められなければならない、厳密な意味で「政治的概念」であるとする（イ 1996:276）⁵⁾。

³⁾ 田中（1998）にも、当時の社会において、「国家語」が「国語」をより強調したいかめしい呼び名、あるいは、「国語」は「国家語」の省略形だと受けとられていたとある（田中 1998:80-81）。

⁴⁾ 保科は、『國家語の問題について』において、ドイツ語の *Staatssprache* の訳語として「国家語」を当て、「一體種々の民族が相集つて一の國家を構成するか、あるいは同種の民族であってもかれらはそれぞれ固有の言語を有するとき、その國家がいずれの言語によって國務を執行するかがかならず重要な問題としてあらわれて來なければならぬ。その重要な問題とはすなわち國家語に関するものに他ならない」（保科 1933a:1）としている。

⁵⁾ イは、「政治的概念」としての「国家語」は、ことばの問題を自明のこととして通り過ぎてしまう日本の風土になじまず、また、言語の政治性をあらわにしまい、自明で自

また、保科は、「公用語」、「教育語」、「裁判語」、「軍隊語」の4つを「政治的国語問題」の発生する言語領域として定め（保科1933b:12-21）、「国家語」とは、これら4つの領域を統括するものとして法的に規定された概念であるとし、公用語を国家語の一形態として扱っている。ただし、保科による「国家語」概念は、当時の日本の偏狭な言語認識のなかでは受け入れられがたく、ほとんど浸透しないまま忘れ去られた⁶⁾。

保科以降はじめて日本で「国家語」を用いたという田中は、「国家語」と「国語」に厳密な区別を行った⁷⁾。田中（1998）によると、「国語」と「国家語」には、「国語」が「日本社会が日本語だけを用いていることを当然とする、自閉的な言語認識が生んだ、法律以前の、情緒的な表現」（田中 1998:82）であるのに対し、「国家語」は多言語多民族の状況であることが前提にあるからこそ法的に定める必要の生じるものであるという根本的な違いがある。

さらに、田中（2000）は、「国家語とは、多言語・多民族国家における国家業務語であり、公用語の一形態である」（田中 2000:45）と述べ、「公用語を設ける必要があるのは、そこに多数の言語が話されているという認識がまずあって、それらの言語の社会的機能に応じて、それらを母語とする人たちが、それらの言語を用いて公的に行使する権利を保障するため」（田中 2000:45）とし、言語権と関連づけた概念内容を与えた⁸⁾。

保科と田中の「国家語」概念には、保科の「国家語」が帝国主義を背景とし、田中の「国家語」が多言語主義を背景としたことから、その方向性に違いが生じている。しかし、いずれにせよ重要なのは、「国語」が公用語であることを自明化・自然化するのが困難な多民族多言語状況において、公的にさだめる必要が生じる「国家語」は、法的規定による「公用語」と重なりあう概念になるという点である。また、「国家語」が多言語多民族の状況を背景として生まれてきた概念で

然なものとしての「国語」の体制を弱体化させるものとしてその導入に積極的な反対があったことを明らかにした（イ 1996:276-278）。

⁶⁾ 詳しくはイ（1996）を参照されたい。

⁷⁾ 西島（2017）によると、田中の「国家語」概念は、当初「国語」との区別が不明瞭であったが、80年代後半を境に、「国家語」と「国語」は混同されてはならないものとして、厳密な区別がなされるようになった。

⁸⁾ 保科は「治者と被治者の区別は公用語によつてかたく維持することが必要である」としており、この点で、田中と保科の「国家語」の方向性は全く異なるものである（保科1933a: 65）。

あっても、そこで問題となるのは、「国内に〈単一の言語と結びつく民族〉が多数存在するなかでどのような言語的公共空間を形成するのか」である。そのため、性質は異なりつつも、「国家語」と「国語」はともに近代国民国家の形成手段であるといえる。

2. アフリカにおける社会的形態を表す用語の整理にむけて

2.1 背景

ほとんどのアフリカ諸国では、独立後も旧宗主国言語（英語やフランス語など）が公的分野を担う言語としての支配的地位を維持した。その言語が「第一言語話者がほぼ皆無に近いだけでなく、第二言語としてさえ国民の一部にしか普及していない」状況は、「国家と一般国民の乖離」（砂野 2009:34）を生じさせている。

独立後のアジア諸国の多くが基本的には単一言語による「国民化」を追求したのと対照的に、アフリカ諸国では国民国家の形成過程において言語的側面が重視されなかった。タンザニアをほぼ唯一の例外として、独立後のアフリカ諸国は、英語やフランス語という、国家の領域内で暮らす人々にとって理解できない言語をとおして、国民統合と国家建設をおこなっていくことになったのである。

その際、それらの言語に与えられた地位は、official language(s)/langue(s) officielle(s)である。これらは憲法や法律で規定されている場合が多く、一貫して「公用語」という日本語に訳されてきた。他方で、アフリカ諸国では、公用語とは別に、国内の言語に national language(s)/langue(s) nationale(s)として地位が与えられている場合がある。これに対する日本語訳は多様だが、「国語」または「国家語」と訳されることが多い。

しかし、まず注意しなければならないのは、アフリカ諸国における national language(s)/langue(s) nationale(s)は、そもそもその語に与えられる意味が各国で異なる点である。いわゆる「フランス語圏アフリカ」諸国で langue(s) nationale(s)は一般的にみられる表現だが、基本的にはその国の領域内の固有の言語を指すだけのものであり、「国家的目的のために採用された言語であることを意味する可能性が高い英語の national language(s)とは性質が異なる」（Robinson & Vū 2019:460）。ただし、「フランス語圏アフリカ」においても、フランス語による単一言語支配の方針を徹底させたフランスによる支配を経験した国と、フランス語

を最上位におきつつも地域共通語を標準化し発展させる方針をとったベルギーによる支配を経験した国（コンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルンジ）では事情が異なる⁹⁾など、状況は多様である（表 1）¹⁰⁾。

表 1. 憲法で *langues nationales* を定めている国の例とその指定内容

指定内容	国名（指定された <i>langues nationales</i> の数）
教育やメディアで使用される言語を指定	コンゴ民主共和国（4）
	マリ（13）
象徴的地位として指定	セネガル（21）
すべての土着の言語を指定	ブルキナファソ

*梶（2009）、砂野（2007）、Lyche & Skattum（2012）、Nikiéma（2011）、Robinson & Vū（2019）、Yameogo（2020）をもとに、筆者が作成。

また、マダガスカルのマダガスカル語やブルンジのルンジ語のように、1 つの言語によるほぼ均質的な言語空間を持つ国家もあるが、それらの言語が唯一の *langue nationale* や *langue officielle* に指定されていても、実際にはフランス語が支配的な書記言語であり続けているのが現実である。

他方で、イギリスによる支配を経験したいわゆる「英語圏アフリカ」諸国では、憲法上で特定の土着の言語を *national language(s)* や *official language(s)* として明確に定めた国は、「フランス語圏アフリカ」諸国に比較して少数派といえる。例としては、2010 年に施行された新憲法でスワヒリ語を *national language*、スワヒリ語と英語を *official languages* にすることが明記されたケニア（品川 2012:539）、2005 年に行われた憲法改正でスワヒリ語が第 2 公用語に制定されたウガンダ（Nakayiza 2016:76）などがある。また、ジンバブウェでは、2013 年の憲法改正

⁹⁾ 多くのアフリカ諸国では、植民地時代に行われた言語に関する決定が独立時に利用可能な「言語資源」の有無を左右することとなった。たとえば、タンザニアでは、ドイツによる植民地支配期にスワヒリ語の制度的な定着がすすめられ、学校や行政でスワヒリ語が使われるようになり、さらにイギリス植民地支配期にスワヒリ語が標準化も行われた（Smith 1978; Abdulaziz 1980）。しかし、旧フランス領アフリカ諸国が引き継いだのは、「書記言語としては全く整備されていないか、整備がはなはだ遅れているアフリカ諸言語と、徹底したフランス語単一言語主義だった」（砂野 2009:40）。

¹⁰⁾ ただし、マリについては、厳密には憲法で 13 言語が規定されているのではない。1992 年の憲法では、「各『国語』の普及と公式化の方法は、法律によって定められる」ことが規定され、その後 1996 年 8 月 23 日公布の「『国語』の振興に関する法律（No. 96-049）」で 13 の言語が「国語」として明記された。

で英語と手話を含む 16 言語が「公的に認められた (officially recognised)」言語となっている (Zimbabwe 2013:17)。

ただし、イギリスによる植民地支配が行われた国々では、当時執られた統治方式の影響から、いくつかの主要なアフリカ諸語が行政用書記言語として使用され、また、キリスト教宣教団による諸言語の書記化と布教への利用が行われた場合が多い。そのような経緯から、法的に公用語として規定されていない場合でも、初等教育の教授用言語としていくつかの土着の言語が導入されていることが多く、教育政策や教育法などで、national language(s)や official language(s)としての土着言語の地位に言及がなされている。例えば、ボツワナは、憲法に言語についての規定はないが、教育政策では、国内の人口の約 7 割に話されるツワナ語を national language とし、英語を official language としている (Bagwasi 2020)。

ここまでの内容から明らかなように、アフリカにおいては、『広辞苑』の①の意味での「国語」は存在せず、ほとんどの場合、「その国において公的なものとされている言語」「その国の公用語」「自国の言語」は、それぞれに指示内容が異なる状況である。

2.2 宮本、梶、砂野における用語の使用状況の整理

上述のような背景をふまえ、アフリカの言語状況に関する日本の代表的研究者である宮本正興、梶茂樹、砂野幸稔の各著書・論文における用語の使用状況を確認し、そこに込められた概念内容や意味範疇を確認する。宮本と砂野は「アフリカ文学研究者」であるが、「ヨーロッパから学んだ近代的価値観とアフリカの伝統的価値の対立、その間で引き裂かれるアフリカ人エリート」という構図が「かつてヨーロッパ語によるアフリカ文学の特権的なテーマ」(砂野 2010:31)であったように、言語の問題がアフリカ文学の重要なテーマの 1 つであることから、両者はともに社会言語学理論に接近し、アフリカの言語状況への考察を行っている。他方で、梶は、アフリカ諸語を対象とする記述言語学者であり、長年のフィールドでの経験と観測をとおして培った自身のアフリカの言語状況への体感を言語化する形で、社会言語学的考察も行っている。

なお、宮本はケニアとタンザニア、梶はコンゴ民主共和国、砂野はセネガルを主要な調査地としている。

2.2.1 宮本による〈国家語〉

宮本は、アフリカ諸国における national language(s)を主に「国家語」と訳し、初出の場合などを除いて基本的に鍵括弧なしでその語を用いている。宮本は、「近代国家は、国民的統合を主眼としており、国境の内側に住む人々に集団としての一体感を生み出し、強化することを目的として」おり、そのための「最も強力な道具の一つとして『国家語』の制定がある」と述べ（宮本 1993:129）、「国家や国家権力の象徴というか、国民的統一のスローガンのもとに掲げられるのが National language」であり、「まさに権力のことばということで、『国家』という用語を使いたい」としている（宮本 2002a:416）。

また、「近代国家は、国民統合の象徴として、国家や国旗を必要としたように、国家語や公用語を必要とした」（宮本 2002b:29）と述べ、「ヨーロッパでは民族主権意識にめざめたいくつもの民族が国家へと上昇し、その民族語に国家語の地位を獲得させた」のに対し、アフリカでは「国家語」の概念はなじみにくく、ほとんどの国が旧宗主国言語を「公用語」としているという説明も見られる（宮本 2002a:270-272）。そして、「国家の運営上、一番大切なのは公用語」であり、アフリカにおいて「国家語はまさにシンボリックな意味でしかありえ」ないとも述べている（宮本 2002a:416）。

宮本の説明からは、宮本が「国家語」を使用するのは、そこにある「国家権力の選択」としての側面をより明確したいという宮本の目的による選択であって、「国語」と「国家語」を個別の用語として使い分けているのではないことがわかる。つまり、宮本の「国家語」は、内容としては普通名詞としての「国語」と同じあり、保科や田中による「国家語」とは一致しない。

2.2.2 梶による〈国語〉

梶はほとんどの場合 national language(s)/langue(s) nationale(s)を鍵括弧なしで「国語」と訳している。雑誌『言語』（2007年1月号）の特集「「国語」とは何か」に寄せた「アフリカの多言語使用と国語問題」という論考では、アフリカにおいては、共通語のような大きな言語が「国語」と呼ばれていて、「唯一の国語としての整備」は進んでいないと述べ、さらに以下のように続けている。

国語という用語について、アフリカでは気をつけなければならないのは、小さな言語でもしばしば国語と呼ばれることがあることである。これは **nation** という概念をどう解釈するかにかかっている。

国語は英語でいうと **national language** であるが、この場合、**national** を「国の」と訳すわけである。つまり **nation** は「国」ということになる。ところが、その派生名詞である **nationalism** は通常、「民族主義」と訳される。ということは、**nation** は「民族」ということになる。通常、民族は国の一部を構成している。つまり、スワヒリ語やリンガラ語をイメージし、「国全体に係わる」ということでは、大きな言語が国語ということになるが、この **national** というのを「外国ではなくて、われわれの国の」という意味でとらえれば、どんなに小さな言語でも、アフリカに話される限り、それは **national language** となるのである。(梶 2007:65-66)

つまり、アフリカにおける **national language(s)** は、「国全体に係る言語」という意味と「国内の言語」という意味の、指示対象が異なる 2 つの意味を持つ語ということである。類似の説明は、梶 (2009) にもみられ、「“国全体に係る” という意味での国語」は、「われわれが通常用いる意味」であり、『『国』の観点が強くなれば、人によっては『国家語』と訳す場合もある」(梶 2009:21) とされている。

梶の説明はわかりやすいが、**nation** および「民族」ということばの扱いにおいて、翻訳語としてのそれらの関係を等閑視しており、結果として、アフリカにおける歴史的文脈が捨象される素地を形成している。また、「国全体に係る言語」という意味の「国語」は、「われわれが通常用いる意味」だというのが、「われわれ」が想定される読者である「日本人」を指す場合、例えば梶 (2007) が「国全体に係る」という意味での「国語」の事例として挙げている「大きい言語」としてのセネガルの 6「国語」(当時) は、「日本人」が通常用いる「国語」と同じとは言えないだろう。また、梶 (2009) は、2 つめの意味である「国内の言語」には、「国語」より「国民語」と言う方がよいとしている (梶 2009:21) が、「国民 (**nation**) の言語」としての「国語」こそが、特に日本で「われわれが通常用いる意味」での「国語」であるとも言え、**nation** についての議論を軽視して「国民語」を新出させたことによって余計な混乱を生じさせてしまっている。

2.2.3 砂野による<「国語」>

砂野は、アフリカにおける national language(s)/langue(s) nationale(s)を鍵括弧付きで「国語」と訳している。ただし、過去には、タンザニアにおけるスワヒリ語を「国家語」としていた場合も見られる。まず、当時の砂野の「国語」と「国家語」の使い分けを見たい。

ベルギーやスイスあるいはカナダのように複数言語を、少なくとも法制上は「平等」の「国語」として採用している国もあれば、旧ソ連や中国のように「地方言語」として民族語の地位を一応認めた上でロシア語、中国語という「超民族語」を「国家語」として強制する場合もある。[...]ここに挙げたすべての国家に共通していることは、「国家語」として採用されているのが、すべてその国ですでに「超民族語的」機能を果たしていた土着言語であるということである。

植民地支配から独立を獲得したアフリカの多言語国家の場合は、これらすべての場合と大きく異なっている。多言語状況の上に置かれている「国家語」は、土着の言語であるスワヒリ語を公用語として定着させることにほぼ成功したタンザニアなどの例外的なケースを除いて、ほとんどすべて旧植民地宗主国の言語であり、特に旧フランス領のアフリカ諸国の場合は、現在も事実上フランス語のみが唯一の公用語となっているのである。(砂野 2007:38-39)

ここで砂野(2007)は、national language(英)、langue nationale(仏)、Nationalsprache(独)などを「国語」、「超民族語」として「多言語状況の上に置かれる」言語としてのгосударственный язык(露)や普通話(中)を「国家語」と訳し分けており、「国語」と「国家語」を個別の概念として扱っている。そのうえで、タンザニアにおけるスワヒリ語には「国家語」、セネガルの langues nationalesには「国語」が当てられていた。

しかし、この区別は砂野(2012)では取り払われ、タンザニアにおけるスワヒリ語も「国語」とされた。この変化を理解するためには、砂野(2010)における以下の記述が重要であろう。

スイス、ベルギーなどの多言語国家の場合も、旧ソ連の多言語体制、あるいはインド、インドネシアをはじめとするアジアの多言語国家の場合も、基本的には、単一の「国民／民族」を原則としつつ、所与の社会的、政治的現実の規定されて選択された妥協としての「多言語体制」だった。(砂野 2010:29-30)

さらに砂野（2010）は、「言語的公共空間の形成が独立後の国家建設の重要課題とならなかった」ことをアフリカ諸国の特殊性として指摘している。この問題意識は、砂野（2012）による「人間」＝「国民」＝「^{ネイション}言語／国語」（砂野 2012）という等式においてより鮮明に示されることになる。

砂野は、「国語」と「国家語」という2つの個別の概念を認識しつつも、それらを分けることをあえてやめたとみてよい。それは、砂野が問題とする論点が、近代国民国家にとって必須であった、「国民」形成のための多言語状況の管理という「国語」プロジェクトの、アフリカにおける不在であることによる。そのうえで、そこで問題となる国家の言語的公共空間の形成が、「国語」によるのか「国家語」によるのかという違い以前の問題である点をより鮮明にするためだと考えられる。

砂野における「国語」は、特定の言語をその内容の指示対象として指すために使用されているのではなく、砂野が問題とするその理念型そのものを指すことばとして使用されており、アフリカにおいて各国でどの言語がその理念型（「国語」＝national language(s)/langue(s) nationale(s)）に指定されているのかを述べているに過ぎないとみるべきだろう。そこでは、「国語」とされている／定められていることと、実際に「国語」の状態を達成していることは別であり、その意味で、理念型としての「国語」とますます乖離していくセネガルの「国語」政策や、他のアフリカ諸国の「国語」政策の不在が問題化されている。

2.3 小括

宮本、梶、砂野の用いた訳語とその概念内容をまとめると、表2のようになる。「国語」という語に対し、日本語的に生じる含意に注意が必要であるという認識は、3者に共通している。そのため、宮本はアフリカの多言語状況と国家権力が規定した象徴の言語として「国語」ではなく「国家語」を使用し、梶は「国語」の内容の説明を行い、砂野は常にその語に鍵括弧を付して注意を喚起している。

表 2. 宮本、梶、砂野の用いた訳語とその概念内容

論者	訳語	概念内容
宮本	国家語	象徴的な役割として、国家権力によって定められたもの。「国語」に比べて、より国家権力を意識するもの。国家語から情緒的な側面を排除したものが「公用語」であり、より重要な意味を持つ。
梶	国語	「国全体に係る言語」という意味と「国内の言語」という意味の、指示対象が異なる 2 つの意味を持つ語。「国全体に係る言語」は、基本的に国内の大きい言語や共通語であり、「国内の言語」は、外国のものではないすべての言語を範疇とする。
砂野	「国語」	「国語」は理念型として用いられており、その意味で個別の概念としての「国語」と「国家語」を包括する。「国語」とされている／定められていることと、実際に「国語」の状態を達成していることは区別される。

他方で、情緒性を排除した、多言語状況下で法的に規定される国家業務のための「国家語」という概念は、宮本や梶における「国家語」には込められておらず、「国語」と「国家語」は基本的に同一の概念として捉えられている。そのうえで、梶は「国全体に係る言語」について「国」という概念が強くなれば「国家語」と訳す人もいるとしているが、宮本の「国家語」は、大言語であることや共通語であることよりも、「国民統合のスローガン」として象徴的に定められたものとしての性質を強調するもので、差異がある。

また、宮本による「国家語」および梶による「国語」は、その語によって示されるものの実態を指示しようとするものである（例、「象徴的な役割である」、「大言語・共通語である」）のに対し、砂野の「国語」は基本的には理念型を指すものであり、現実にある実態は内容の範疇に含まないという違いもある。しかしこの違いは、論点の所在によるものであり、国民国家形成における言語的側面の欠如を問題の中心に据える場合には、砂野による「国語」の用法を共通して用いることが可能であろう。ただし、その先の『「国語」の名を冠しながらも実態は「国語」ではないアフリカにおける national language(s)』についての説明は、それぞれの国・地域の社会的・歴史的文脈から考察され、検討されていく必要がある。

3. タンザニアにおける ‘lugha ya taifa’

最後に、具体的事例として、筆者の調査地であるタンザニアの lugha ya taifa

(英語では national language¹¹⁾) についての考察を行う。タンザニア¹²⁾は、言語的公共空間の形成を国家建設の課題とし、それに明確に取り組んだという点で、アフリカにおいて例外的な国である。下記でみるように、タンザニアにおける lugha ya taifa は、国内の民族的言語的多様性を「部族主義」として排除し、タンザニア人としての「国民」レベルでの一体性を創造するための手段として用いられた。そのため、タンザニアにおける lugha ya taifa は、政治的概念としての「国家語」よりも、まさに「国語」を目指すものであったといえる。しかしながら、スワヒリ語による「国語」プロジェクトが存在したタンザニアにおいてさえも、lugha ya taifa は日本語における「国語」の地位を確立しているとはいえない。本節では、独立後のナショナリズム期のタンザニアで見られた「国語」プロジェクトを確認し、あからさまなスワヒリ語振興政策が取られながらも、それは常に英語による「排除の領域」(カルヴェ 2006) を解体しようとするものではなかったことを明かにする。

3.1 独立後の言語ナショナリズム―「国語」プロジェクトとその成果

1954 年に結成され、独立闘争を牽引したタンガニーカ・アフリカ人民同盟 (Tanganyika African National Union: TANU) は、人々の動員のために歴史的要因からすでに国内で広く浸透していたスワヒリ語を積極的に使用し、そのさらなる普及に力を注いだ。TANU は、「アフリカ人の間での統一的発展の妨げとなる「部族主義」を排除する」ことを政治理念として掲げ (竹村・小森 2009)、当初から

¹¹⁾ タンザニアにおけるスワヒリ語の地位に関する言及として、スワヒリ語では一貫して lugha ya taifa が用いられるが、英語の公式文書などでは、‘the language as a symbol of national unity’ (Ministry of Education and Culture 1995: 5)、‘the official national language’ (Ministry of Education, Science and Technology 2018: 6) などと表現される。また、英語版のカリキュラムなどにおいてスワヒリ語が科目として教えられたり教授用言語として使用されたりすることの根拠として「国語」であるという地位に触れられることはない (cf. Ministry of Education and Culture 1995, Tanzania Institution of Education 2019)。他方で、最近スワヒリ語の lugha ya taifa としての地位に言及した公式文書は『教育政策 2014』と 2014 年の憲法草案だが、どちらも原文はスワヒリ語であり、政府による公式な英語版は発表されていない。

¹²⁾ タンザニアは、1961 年にイギリスから独立したタンガニーカ (大陸側) と、1963 年に独立したザンジバル (島嶼部) が 1964 年に合邦して成立した連合共和国である。大陸側 (旧タンガニーカ) と島嶼部 (ザンジバル) では、スワヒリ語をめぐる社会言語学的状況にも異なる部分が多い。そのため、本稿で「タンザニア」といった場合、基本的には大陸側の状況を指すものとする。

様々な組織、会議、集会、大衆とのコミュニケーションにスワヒリ語を使用し、スワヒリ語を「国民的アイデンティティ、統合、発展」と結びけることに貢献した (Abdulaziz 1980:146)。

1961 年の独立時点では明確に英語を頂点とする植民地支配下の言語階層を継承したタンガニーカであったが、ニエレレを中心とする TANU 創設者たちは「スワヒリ語はタンガニーカの『国民の』言語 (the ‘national’ language) である」というコンセンサス (Blommaert 2014:56) を有していた。そのため、漸次的に言語の力関係の変更がおこなわれ、スワヒリ語の「国語」化がすすめられた¹³⁾。

1967 年 2 月の「アルーシャ宣言」の採択によって、ウジャマー政策¹⁴⁾を掲げる社会主義経済体制となると、「国語」として諸領域におけるスワヒリ語の使用を強化しようという機運は一層強まることとなり、教育言語政策においてもスワヒリ語の使用が推進された。アルーシャ宣言を受けて 1967 年 3 月に開始された「自助のための教育 (Elimu ya Kujitegemea)」プロジェクトでは、ウジャマー的国家建設を見据えた教育制度改革が行われ、小学校の教授用言語がスワヒリ語で統一された。また、1969 年に政府が発表した第 2 次 5 カ年計画 (1969-74 年) には、スワヒリ語で教育を受けた人々と英語で教育を受けたごく少数の人々との間の言語的な溝を永続させることは許容できないと明記され、スワヒリ語化に向けた準備と計画の必要性が示された (Tanzania 1969: 152-153)。

Blommaert は、特に 1960 年代後半から 1970 年代前半の言語ナショナリズム期に行われた「理想化 (idealisation)」が、スワヒリ語に 4 つの特質を与えたと指摘

¹³⁾ 例えば、1962 年 12 月 10 日の国会での大統領演説がスワヒリ語で行われ、その後 1963 年 2 月 12 日に召集された国会で「スワヒリ語の使用が可能になった」と宣言されたことで、スワヒリ語は「国会における公用語」になった (Tanganyika 1963)。さらに、1967 年 1 月に当時のカワワ副大統領によって、あらゆる機関における公用語をスワヒリ語とすることが宣言された (*the Standard* 1967)。1967 年には、スワヒリ語をより発展させるためにスワヒリ語の包括的な研究及び専門用語の造語を司る「国立スワヒリ語審議会 (Baraza la Kiswahili la Taifa: BAKITA)」も設立されている (竹村・小森 2009:393)。加えて、英語の使用は、スワヒリ語を使いこなせない大多数のタンザニア人との間に「距離」を生じさせると考えられたことから、公務員や政府・準公的機関の職員に対し英語の多用を控えるよう指示が行われるなど、1970 年代のスワヒリ語の強調は、行政上の措置によってしっかりと支えられていたとされる (Legère 2010: 51)。

¹⁴⁾ ウジャマー (Ujamaa) とは、「共同性」や「家族的連帯」を意味するスワヒリ語だが、そこにアフリカの伝統的な農村社会に富の公正な分配といった「社会主義」的な理想が見出され、国家の政治経済政策を集約する語となった (鶴田 2006:63)。また、アルーシャ宣言は「タンザニアのナショナリズムのイデオロギー的基盤の青写真となるもの」 (Abdulaziz 1980:146) であった。

する (Blommaert 2014:42)。それらは (1) 国民統合 (national unity) の象徴、(2) 「反部族主義」を表す言語、(3) 平等かつ均等に配布され、すべての人がアクセスできるコモディティとしての平等主義的な言語、(4) 「遅れた伝統主義的社会の特徴」とされた民族語との対置による、現代のタンザニアのための近代的な言語である。スワヒリ語は、東アフリカの海岸に沿った文化的接触に始まり、植民地化の前からタンザニアの領土の広大な部分に広がっていた言語として構築されるかたちで (Blommaert 2014:42)、その「歴史」が語られた。また、どの民族にとっても中立・平等な言語として、タンザニアの「国語」としての正統性が強調された。さらに、初等教育のスワヒリ語化とその普及による国民皆学の実現もめざされた。スワヒリ語はまさに、タンザニアの「国語」プロジェクトを担った言語であった。

現在では、スワヒリ語はタンザニア国内全土に広く浸透し、「ほぼ 100%の国民が理解する」といわれる状況である。さらに、沓掛 (2018) が行った調査によると、言語態度に関するインタビューの協力者 70 人全員がスワヒリ語は「タンザニアにおいて重要な言語である」と認識しており、多くが、スワヒリ語がタンザニアの「国語 (lugha ya taifa)」であること、異なる民族間のコミュニケーションを簡単にし、人々の統合をうながしたことをその理由として挙げた (沓掛 2018: 115)。また、スワヒリ語そのものやその役割を表すのに、人々は「私たちの言語」、「母語」、「私たちが持って生まれた言語」、「私たちの国家を象徴する言語」、「私たちの起源である言語」、「スワヒリ語の存在が人々を 1 つにする」、「タンザニアはスワヒリ語の国家である」、「スワヒリ語は、私たちの国家を象徴するものである」などの表現を用いた (沓掛 2018: 116)。

スワヒリ語は、タンザニアの人々の間に明らかな紐帯の感情を発生させており、「タンザニア人」としてのアイデンティティを強化する言語になっている。そこでは、「スワヒリ語＝タンザニア人」の等式が完成しているといえる。

3.2 維持される「排除の領域」—神聖な「第 2 級言語」としての「国語」

ところが、スワヒリ語による「国語」プロジェクト自体は、1970 年代後半から鈍化し、1980 年代に明確な方針を失った。それをもっとも明確に示すのが、教育言語政策の転換である。中学校以上の教授用言語のスワヒリ語化は、様々な関係

機関が繰り返し勧告をおこなったにもかかわらず実現しなかった (Roy-Campbell 2001, Russell 1990 など)。さらに、1984 年に教育省が中学校以上の教育の教授用言語を英語のままとする方針を発表し (Ministry of Education 1984:21)、同年ニエレレ大統領が「英語を放棄することはあってはならない」、「英語は中学校以上の教育の教授用言語であり続ける」(Mzalendo 1984) と述べたことで方針転換となった。これにともない、タンザニアの言語政策は、スワヒリ語の「国語」化を目指す単一言語志向のものから、異なる領域を担う言語として英語とスワヒリ語の両方を保持する方針に転換された。今日に至るまで、タンザニアの国家の政治経済制度を基礎づける法律は英語で書かれ続け、中学校以上の教育はすべて英語で担われて続けている。「国語」による「国民」の一体性の創造に成功したタンザニアにおいてさえ、英語による「排除の領域」が維持されているのである。

独立期の言語ナショナリズムに基づく言語政策が方針転換を迎えた背景には、1970 年代後半以降続く深刻な経済危機があった。経済状況が悪化の一途をたどり、対外援助の獲得が不可避となったタンザニアは、ウジャマー政策を「失敗」として事実上撤回し、国際支援の名のもとに国際市場に復帰した (池野 2010:83)。その際、積極的な「反英語」的政策を掲げることが援助供与国との間の円滑な関係の障害になると認識された可能が指摘される (Blommaert 2014:59)。また、反資本主義的なウジャマー政策から経済自由化へのイデオロギー転換によって、アルーシャ宣言以前と同様に、再び英語を「国際社会」との媒介言語とすることが自明視されるようになったという見方もある (Mwansoko 1990:57)。

他方で、高度なコミュニケーションにスワヒリ語を使用することに対する政治的意志の欠如を指摘する研究もある (Massamba 1987)。すなわち、政治家たちは、国内の社会文化的統合を達成するための手段としてのみ「国語」としてのスワヒリ語を利用したのであり、政治家が国民のすべての層とスワヒリ語で効果的にコミュニケーションできるようになれば、それ以上にスワヒリ語を発展させる必要性は感じられなくなった (Massamba 1987: 188) ということである。この指摘の根拠として、Massamba (1987) は、言語ナショナリズム期においてさえも、公用語としての英語の地位は不問とされたという事実を重視している。

2015 年から 2021 年 3 月まで続いたマグフリ政権下では、独立後のナショナリズム期以降初めて、再び明確なスワヒリ語振興政策がとられた。しかし、この第

2 次スワヒリ語振興期が中学校以上の教授用言語のスワヒリ語化を焦点化しなかったことは、Massamba (1987) の指摘を今日的問題として裏付けるものなのかもしれない。沓掛 (2021) は、スワヒリ語振興に関するマグフリのディスコースを分析し、マグフリが自らを明確にエリートとして位置づけ、「英語を話せること」をエリートの特性として提示していることを指摘した。マグフリは、慈悲深いエリートとして、あくまで「人々のために」スワヒリ語振興を主張するというスタイルを取り、「虐げられた人々の言語としてのスワヒリ語」と「エリートの言語としての英語」に2分される社会の階層構造を堅持した (沓掛 2021:143-144)。

Mkilifi は「タンザニア人であれば、英語ができなくても、与党幹部や国会議員になることができるが、スワヒリ語の知識がないことは、国家的な役割を目指すうえで、重要なハンディキャップとなる」(Mkilifi 1978:145) と指摘する¹⁵⁾。これは確かに事実だが、タンザニアの人々の多くにとってスワヒリ語がアクセスしやすい言語である一方で、英語へのアクセス権は社会経済的格差を顕著に反映するものであるという事実を無視してはならない。タンザニアにおいて、英語は、国内外におけるその威信の高さゆえに人々が熱望する言語であるが、英語を公用語とし続けているにも関わらず、その全国民への獲得計画は真剣に取り組まれているとは言い難い。英語が中学校以上の教育を担い続ける状況は、明らかに一部の階級権力による「排除の領域」の維持に貢献している。

「国語」プロジェクトが存在したタンザニアにおいても、国家の言語政策が構築した *lugha ya taifa* の社会的地位としての内実は、もともと言語的均質性をもっていたブルンジやルワンダ、マダガスカル *national language/langue nationale* と実質的な大差のない状況にとどまっている¹⁶⁾。タンザニアの事例は、スワヒリ語振興の努力においては確かにアフリカにおいて「例外的」であるが、現状として、それは「国語」の不在／未完の解決に向かうものとなっていないのである。

¹⁵⁾ 現行憲法上に国会議員になるための学歴規定ではなく、21歳以上の国民で「スワヒリ語または英語の読み書きができる」ことが求められるのみである。

¹⁶⁾ スワヒリ語は国際語としての有用性や潜在力ゆえに他のアフリカ諸語に比較して高い威信を持つ側面があるが、ここではあくまでタンザニア国内での *lugha ya taifa* の社会的地位を念頭に分析している。

4. おわりに

本稿では、日本語における「国語」と「国家語」の概念を整理し、アフリカの言語状況について先行研究で用いられてきた「国語」／「国家語」との差異を確認しながら用語の整理を行った。アフリカにおける *national language(s)/langue(s) nationale(s)* は、アフリカのもつ歴史的・社会的文脈によって特異なものとなっており、さらに、それぞれの国特有のコンテキストによって一層多様化している。そのため、基本的には、用語の統一は困難であると言わざるをえない。

他方で、本稿ではタンザニアにおける *lugha ya taifa* の実態を考察することで、「国語」の未完が、アフリカにおいて例外的に「国語」プロジェクトが存在したタンザニアにおいてさえも、問題の核心のひとつを構成し続けている状況を明らかにした。そして、この言語問題の形は、アフリカに広く共通するものである。その意味で、「国民の言語でもあり、国家の言語でもある『国語』」の不在という問題意識が共有される場合には、*national language(s)/langue(s) nationale(s)* の訳として、理念型としての「国語」を共通して用いる余地があるといえよう。

追記

本研究は、JSPS 科研費 20J00887 の助成をうけたものである。本稿に対し適切な助言をくださった 2 人の匿名査読者に、この場を借りて心より感謝申し上げます。

参考文献

- イ・ヨンスク. 1996. 『「国語」という思想：近代日本の言語認識』 岩波書店.
———. 2007. 「「国語」ということばの新しさ」『言語』 36(1), 24-31.
池野旬. 2010. 『アフリカの農村と貧困削減—タンザニア 開発と遭遇する地域』 京都大学学術出版会.
梶茂樹. 2007. 「アフリカの多言語使用と国語問題」『言語』 36(1), 62-67.
———. 2009. 「アフリカにおける言語と社会」 梶茂樹・砂野幸稔（編） pp. 9-30.
梶茂樹・砂野幸稔（編） 2009. 『アフリカのことばと社会—多言語状況を生きるということ』 三元社.

- カルヴェ, ルイ＝ジャン. 2006. 『言語学と植民地主義—ことば喰い小論』 三元社.
- 沓掛沙弥香. 2018. 『多言語社会タンザニアにおける言語問題の所在：英語化現象と多言語主義の狭間で』、大阪大学に提出された博士論文.
- . 2021. 「マグフリ政権下のタンザニアのスワヒリ語振興政策—「虐げられた人々」の言語としてスワヒリ語を構築するディスコース—」『アフリカレポート』 59, 133-146.
- 品川大輔. 2012. 「2010 年憲法施行後のケニア都市部の多言語状況」 砂野幸稔（編） pp. 530-563.
- 砂野幸稔. 2007. 『ポストコロニアル国家と言語—フランス語公用語国セネガルの言語と社会』 三元社.
- . 2009. 「アフリカの言語問題—植民地支配からひきついだもの」 梶茂樹・砂野幸稔（編）、pp. 31-63.
- . 2010. 「アフリカ地域研究と言語問題」『アフリカレポート』 50, 28-34.
- . 2012. 「多言語主義再考」 砂野幸稔（編） pp. 11-48.
- 砂野幸稔（編）. 2012. 『多言語主義再考—多言語状況の比較研究—』 三元社.
- 竹村景子・小森淳子. 2009. 「スワヒリ語の発展と民族語・英語の相克—タンザニアの言語政策と言語状況」 梶茂樹・砂野幸稔（編） pp. 385-418.
- 田中克彦. 1998. 「国語と国家語」『思想』 1998 年 10 月号 pp. 76-90. 岩波書店.
- . 2000. 「公用語とは何か」『言語』 2000 年 8 月号 pp. 40-46. 大修館書店.
- 鶴田格. 2006. 「タンザニアの政治経済思想に関する社会言語学的考察」『スワヒリ & アフリカ研究』 16, 58-75.
- 西川長夫. 1998. 『国民国家論の射程—あるいは〈国民〉という怪物について』 柏書房.
- 西島佑. 2017. 「国家語の概念小史—19 世紀半ばから 20 世紀前半のドイツ語圏、保科孝一、田中克彦までにおける—」『言語政策』 13, 1-19.
- 保科孝一. 1933a. 『國家語の問題について』 東京文理科大学文科紀要第 6 卷.
- . 1933b. 『国語政策論』 明治書院.
- 宮本正興. 1993. 「多言語・多民族文化論—アフリカからの発想」『アフリカ研究—人・ことば・文化—』 pp. 124-138. 世界思想社.
- . 2002a. 『文化の開放と対話—アフリカ地域研究への言語文化論的アプローチ』 第三書館.

- . 2002b. 「ことばと社会の生態史観—アフリカ言語社会論序説—」 宮本・松田 (編) pp. 24-52.
- . 2010. 「書評 梶茂樹・砂野幸稔編著『アフリカのことばと社会—多言語状況を生きるということ』三元社, 2009年, 576頁」『アフリカ研究』76, 65-67.
- 宮本正興・松田素二 (編). 2002. 『現代アフリカの社会変動 ことばと文化の動態観察』人文書院.
- 安田敏朗. 2007. 「「国語」とはなにか」『ことばと社会』10, 208-229.
- Abdulaziz, M. 1980. “The ecology of Tanzanian national language policy.” In: E. C. Polomé & C. P. Hill (eds.), *Language in Tanzania*. Oxford, Oxford University Press, pp.139-175.
- Blommaert, J. 2014. *State Ideology and Language in Tanzania*. Second and Revised edition, Edinburgh, Edinburgh University Press.
- Bagwasi, M. 2020. “Education, multilingualism and bilingualism in Botswana.” *International Journal of the Sociology of Language* 267-268, 43-54.
- Legère, K. 2010. “Swahili vs. English in Tanzania and the political discourse.” *Studies of the Department of African Languages and Culture*, 44, 47-66.
- Lyche, C. & Skattum, I. 2012. “The phonological characteristics of French in Bamako, Mali: A sociolinguistic approach.” In: R. Gess, Chantal L. and Trudel M. (eds.) *Phonological Variation in French: Illustrations from three continents*. John Benjamins Publishing Company, pp. 73-101.
- Massamba, D. 1987. “The impact of politics on language development in Tanzania.” *Kiswahili* 54 (1/2), 180-191.
- Ministry of Education 1984. *Education System in Tanzania toward the year 2000: Recommendations of the 1982 Presidential Commission on Education as Approved by the Party and Government*, Dar es Salaam.
- Ministry of Education and Culture 1995. *Education and Training Policy*, Dar es Salaam.
- Ministry of Education, Science and Technology 2018. *Education Sector Development Plan (2016/17-2020/21)*. (<https://www.globalpartnership.org/sites/default/files/2019-04-gpe-tanzania-esp.pdf>)
- Mkilifi, A.M. (1978) “Triglossia and Swahili-English bilingualism in Tanzania.” In J. Fishman ed. *Advances in the Study of Societal Multilingualism*, Hague, Mouton Publishers, pp.

129-149.

Mwanasoko, H. 1990. "The end of Swahilization for Post-Primary Education in Tanzania?" *Journal of Asian and African Studies* 40, 51-59.

Mzalendo 1984. "Ugumu wa Maneno Siyo Ufasaha wa Lugha Mwalimu." 28 October.

Nakayiza, J. 2016. "The sociolinguistic situation of English in Uganda: A case of language attitudes and beliefs." In: C. Meierkord, B. Isingoma & S. Namyalo (eds.), pp. 76-94.

Nikiéma, N. 2011. "A first-language-first multilingual model to meet the quality imperative in formal basic education in three 'francophone' West African countries." *Int Rev Educ* 57, 599-616.

Robinson, C. & Vű, T.A.T. 2019. "Literacy, languages and development in Africa: a policy perspective." *Int Rev Educ* 65, 443-470.

Roy-Campbell, Z. 2001. *Empowerment through Language: The African Experience –Tanzania and Beyond*. Trenton and Asmara: African World Press Inc..

Russell, J. 1990. "Success as a source of conflict in language-planning: The Tanzanian case." *Journal of Multilingual and Multicultural Development* 11(5), 363-375.

Smith, S. A. (1978) 'Language planning and language policy in Tanzania during the German colonial period', *Kiswahili* 48, 73-80.

Tanganyika 1963. *Parliament Debate (Hansard), First Session*, National Assembly Official Report.

Tanzania 1969. *Tanganyika Second Five-year Plan for Economic and Social Development, 1st July, 1969-30th June, 1974*, Vol. 1. Dar es Salaam: The Government Printer.

Tanzania Institute of Education 2019. *Curriculum for Primary Education Standard I – VII*. Dar es Salaam: Ministry of Education, Science and Technology.

The Standard 1967. "Kiswahili 'Our Language'—Kawawa Urges use in Government." 5 January.

Yameogo, S. 2020. "Adopting local languages as official languages: Effect on women and rural individuals' labor force in Burkina Faso." *KDI Journal of Economic Policy* 42(2), 31–56.

Zimbabwe 2013. *The Constitution of Zimbabwe Amendment (No. 20) Act, 2013*. (https://www.veritaszim.net/sites/veritas_d/files/Constitution%20of%20Zimbabwe%20Amendment%20%28No.%2020%29.pdf)